

令和5年 天草市農業委員会第8回総会議事録

令和5年8月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	6番	中村 三千人 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

13番 山並 彰一郎 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
書記	浦川 優也	書記	濱 朋也
書記	宮川 楓大		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第44号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第45号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第46号	事業計画変更申請について
日程第5	議第47号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議第48号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第7	議第49号	非農地証明書交付申請について
日程第8		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第8回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。大変暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。8月も下旬となり、朝は若干涼しくなりましたが、まだまだ高温のため、熱中症になる人が多い状況です。また、コロナも5類になりましたが、天草は感染者が多いように見受けられます。皆さんも熱中症やコロナに十分注意して、業務に励んでいただければと思います。本日は、今年4月の基盤強化法の改正に伴い、基本構想が一部変わりましたので、詳細について総会終了後に農業振興課から説明をしていただきます。また、委員研修につきましては、後ほど事務局の方から説明がありますが、当初よりも参加人数が減ったとのことでした。30日に阿蘇市農業委員会への研修、31日に農地最適化推進大会ということで、二日間大変ではございますが、事務局も合わせて24名参加の予定ですので、よろしくをお願いします。それと、河浦町宮野河内で農業委員会の自主活動でひまわりを植えますが、その準備を9月5日に予定しておりますので、河浦、天草、牛深の農業委員、最適化推進委員はご協力をお願いします。本日は3条9件、4条2件、5条5件、利用権設定10件、その他5件、合計31件が提案されております。慎重なるご審議をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、2番山下委員、3番金棒委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第44号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。亀場町の譲受人は、上益城郡益城町の譲渡人より、亀場町の畑520㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。事務局の説明のとおり、申請地には果樹を植えられ

ていました。草払いもしてあって、引き続き栽培されるそうです。特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。浜崎町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より、楠浦町の田と畑 4863 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。こちらは全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画となっており、一部既に栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認に行きました。かなり前から譲受人が借りて果樹を栽培されていて、そのまま栽培されている方が引き継ぐ形になっています。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。本渡町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田 2122 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地

には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、松下推進委員と現地確認に行きました。所有者は高齢で施設に入っており、管理ができないとのことでした。申請地の隣接したところに譲受人が田んぼを作っておりまして、申請地が荒れると、田んぼまでの道を確保できないので購入したいと話しておられました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。4番について説明します。深海町の譲受人は、深海町の譲渡人より、久玉町の畑621㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（金棒康二君） 3番金棒です。申請地の一角は、祖父からの三世代で経営に取り組んでおられますので、今後が楽しみだと思いました。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。有明町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の畑1535㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色

した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはさとうきびを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。8 月 20 日に光崎推進委員と現地確認に行きました。譲受人は令和 4 年に空き家に入居しており、隣接する申請地を買ってほしいとの要望があって今回購入したいとのことでした。付近に農地も持っておられますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6 番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田と畑 689 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはさとうきびと果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。譲渡人と譲受人は夫婦であり、申請地は令和 4 年 4 月 28 日に 3 条許可を出した農地で、現在は奥さんの名義になっています。今回、ご主人の名義に変えたいとのこと、何ら問題ないと思います。以上です。

○事務局（宮川楓大君） 補足で説明します。3 条 6 番に関してですが、譲受人の配偶者名義になっておりまして、空き家バンクを利用されて、空き家に付随した農地として令和 4 年に取得されたとの事でした。今回、下限面積の 4 反以上の制限が撤廃されたため、申請されたそうです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑347㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。譲受人の家のすぐ横にある農地で、譲渡人が高齢のため管理ができないので、売買で取引して、サトウキビを栽培されるそうです。事務局の説明のとおり何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。新和町の譲受人は、北九州市の譲渡人より、新和町の畑515㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。8月21日に柳推進委員と現地確認に行きました。譲渡人の方は福岡に住んでおられまして、譲受人にもお会いしましたが、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の3ページをご覧ください。9番について説明します。五和町の譲受人は、東京都の譲渡人より、五和町の田3829㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料稲を栽培されています。なお、航空写真上では4筆になっておりますが、土地改良事業が行われており、3063㎡の1筆になっています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。8月24日に原田推進委員と現地確認に行きました。事務局からの説明のとおり、昨年大規模な圃場整備が行われまして、画定された田んぼで飼料稲を栽培されるそうです。1筆になりますが、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第45号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑139㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容

は、当時の住まいが手狭で不便だったため、住宅1棟、庭として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認に行きました。申請者の方から話を聞いたのですが、〇〇〇〇の登記を確認したときに、目の前の家の地目が畑と聞いて驚いたとおっしゃっていました。始末書も出ていますので特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は北原町の個人で、本渡町の田593㎡を貸駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、駐車場12台、転回スペースとして利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。既に転用されていて、始末書も出ております。申請地は〇〇〇〇の駐車場として使用されていると聞きました。公共的な利用ですので、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） 日程第4、議第46号、事業計画変更申請についてを議題と致します。事務局より関連する5条申請と一括して説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページと6ページをご覧ください。事業計画変更と5条1番について内容が同じであるため、まとめて説明します。この案件は、令和2年10月29

日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けたもので事業計画を変更したいというものです。申請事由につきましては、当初は、事業計画に基づき、資材置場として整地しましたが、転用事業者であった夫の死亡により、夫が経営する〇〇会社が解散したため、計画を断念することになりました。また、承継者が職場近くに住宅を建設できる場所を必要としているため、今回の申請に至りました。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が事業計画変更前の配置排水図です。次が変更後の配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、ウッドデッキ2基、駐車場4台、庭として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。令和2年に一度、現地確認をしている場所で、今回は井上推進委員と現地確認に行きました。今回は職場に近いこの土地に住宅を建てられるとのことでした。当時の転用者が亡くなり、会社を解散したので、計画が変更されたのは仕方ないことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より2番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の6ページをご覧ください。2番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑11㎡を贈与によって取得し、通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内に位置する第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自

宅に進入する通路として利用したいため、通路として利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。8月21日に現地確認に行きました。動画を見ていただくと分かりますように、申請地を通らないと自宅まで行けない状態でしたので、仕方がないことかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑397㎡を売買により取得し、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、通路、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。申請地は7月に許可が出た隣の農地です。近くに住んでいる方が住宅を建てられるということでしたが、申請地には何も栽培されておらず、付近も宅地化が進んでいますので、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 4番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑21㎡を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車スペースが不足しているため、駐車場1台として利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 10番富崎です。先ほどの4条1番の申請地の前の土地です。きれいに整地されていて、駐車場として使われています。また、写真に車が止まっていますが、奥の方に畑が広がっておりまして、そこに行くために申請地を通ります。特に問題ないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の7ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑94㎡を売買により取得し、漁業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、漁具を収納する倉庫が不足しているため、漁業用倉庫1棟として利用する計画です。資

料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当して
おりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上で
す。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。8 月 19 日に現地確認に行きました。事務局からの説明の
とおり、既に倉庫が建っておりまして、始末書も提出されていますので、何ら問題ないと思
います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま
せんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 48 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法
律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議
題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第
56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 8
ページから 13 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画
が 2 件、再設定が 8 件、合計 10 件で、筆数 36 筆、総面積が 31,803 m²となっております。
以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法
人以外の法人であり、資料③の 10 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備え
るべき各要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませ
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 7、議第 49 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致しま
す。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が2件、牛深地域が1件、新和地域が1件、の計4件です。筆数は全体9筆、面積は6,204㎡となっております。資料③の11ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の14ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番と2番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。次が3番と4番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番から9番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番と2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3番と4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6番から9番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の15ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は2件。1つは田を畑として利用したい、1つは、田を形状変更して利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届はありませんでした。第5条の許可不要転用届は1件。モノレール用地として利用したいというものでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和5年天草市農業委員会第8回総会を閉会致します。

閉 会 15時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田 実

署名委員 山下 和弘

署名委員 金棒 康二